

議案第 36 号

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年日出町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 社会教育委員の項の次に次のように加える。

地区公民館参与	年 240,000 円
---------	-------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 4 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に従事した特別職の職員で非常勤のものの職務に対する報酬について適用する。

理 由

地区公民館参与に対して報酬を支給したいので提出する。